

2019年2月18日

東京MOU事務局

## ブラックリスト掲載国政策担当者を招聘しセミナーを開催しました ～日本財団2018年度助成事業～

東京MOUでは毎年公表している年次報告書の中で旗国パフォーマンスに関する“Black-Gray-White List (BGW list)”を公表していますが、今般、日本財団の御支援の下、同リストにブラックとして掲載されているアジア太平洋域内の国々ほか5カ国6名の旗国政策担当者を招聘し旗国パフォーマンス向上のためのセミナーを豪州ブリスベンにおいて開催しました。

本セミナーの概要は以下のとおりです。

1. 開催時期 2019年2月11日～15日
2. 開催場所 豪州海事庁 (AMSA) ブリスベン事務所
3. 参加国 (参加者) 5カ国6名  
クック諸島 (運輸省海事部長)、フィジー (海事安全庁長官代行及び法務担当者の2名)、インドネシア (海事政策担当者)、ニウエ (法務担当副部長)、パプアニューギニア (海事安全庁船舶検査部長代行)

### 4. セミナーの目的

域内の海上安全、海洋環境保護等の更なる向上を図るためには、参加国をはじめとしたブラックリスト掲載国<sup>(注)</sup>の旗国パフォーマンスの向上が急務であるため、これらの国の自国船監督に関する政策担当者を招聘し、旗国パフォーマンス向上に向けての動機付けを行うことを目的として本セミナーを開催したものです。具体的には、自国の旗国パフォーマンスに関する現状を正しく認識させた上で、条約上の旗国としての責務を自覚させるとともに、旗国パフォーマンス向上に係る **Good Practice** や **IMO** 等の旗国パフォーマンス向上に関する技術協力を紹介するなど、参加国の今後の政策に資する講義、討論が行われました。

<sup>(注)</sup> Editor's note 参照

### 5. セミナーの内容

セミナーにおいては以下の講義・討議を行いました (( ) 内は講義等担当者)。

- ① 東京MOUにおけるPSCの概要及びBGW List等についての解説 (東京MOU事務局)
- ② 海事関係条約における旗国の責務についての講義 (豪州海事安全庁)

- ③ 船舶の登録、登録の変更についての講義（豪州海事安全庁）
- ④ IMO 条約等実施コード（III code）についての講義（豪州海事安全庁）
- ⑤ 認定検査機関に関するコード（RO code）についての講義（豪州海事安全庁）
- ⑥ 参加国政府の認定検査機関との認定委任契約（RO Agreement）をもとに認定検査機関との認定委任契約のあり方についてのワークショップ（豪州海事安全庁）
- ⑦ Good Practice の紹介（タイ運輸省・ヴィエトナム運輸省）  
 ーかつてはブラックリストに掲載されていたものの旗国パフォーマンスを向上させた結果、現在はホワイトリスト掲載国である両国からその経験を紹介
- ⑧ 船級協会の登録船管理手法についての講義（日本海事協会）
- ⑨ 旗国パフォーマンス向上のためのIMO技術協力プログラム参加経験の紹介（ヴィエトナム）
- ⑩ 旗国パフォーマンス向上のための技術協力についての討論（豪州海事安全庁、ニュージーランド海事庁）

なお、豪州海事安全庁には、会場・会議施設の提供、部長級講師3名の派遣など本セミナーに特に多大な協力をしていただきました。

## 6. 参加者からの評価

セミナー参加者からは、これまでこのようなセミナーは開催されたことがなく、極めて有意義だった、これから自国が行うべき事柄を学習することができた等の高い評価がなされたほか、セミナーで得た知識を自国の政策に反映していきたいので今後もさらに専門家を派遣するなどの協力を期待する声も聞かれました。



講師陣と受講生



講義風景



### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、川井  
 電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2018年12月24日現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマ及びメキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

ブラックリスト掲載国：東京MOUでは、加盟当局が効率的かつ効果的にP S C検査を行うべく新検査方式（New Inspection Regime (NIR)）により検査対象船の選定を行うこととしている。NIRでは過去のP S C検査実績等を基に船舶を3種類に区分（High risk ship、Standard risk ship、Low risk ship）しそれぞれに検査すべき期間を設定しリスクの高い船に対する検査頻度を高めることとしている。このリスク区分を決定するパラメーターの一つとなっている旗国パフォーマンスについては、PSC検査における旗国ごとの拘留率の過去3年間の平均値を統計処理した上で成績の悪い順にBlack、Gray及びWhiteとし、毎年公表される年次報告書に旗国パフォーマンス表として掲載している。過去6年間のブラックリスト掲載国は以下のとおり。

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
ブラックリスト掲載国	Papua New Guinea Sierra Leone Cambodia Georgia DPR Korea Tanzania Mongolia Indonesia Indonesia Saint Kitts and Nevis Bangladesh Tonga Kiribati Thailand Viet Nam Belize	Tanzania DPR Korea Papua New Guinea Sierra Leone Cambodia Mongolia Indonesia Georgia Tonga Bangladesh Kiribati Saint Kitts and Nevis Thailand Viet Nam Belize	Papua New Guinea Tanzania Mongolia Sierra Leone DPR Korea Cambodia Indonesia Bangladesh Kiribati Niue Belize Egypt	Mongolia Sierra Leone Tanzania Indonesia Cambodia DPR Korea Papua New Guinea Niue Egypt Togo Kiribati Belize	Mongolia Sierra Leone Cambodia Tanzania Indonesia Togo Niue DPR Korea Micronesia Palau	Fiji Tanzania Mongolia Togo Cambodia Niue Indonesia Sierra Leone Palau DPR Korea Micronesia
ブラックリストからグレーリストに移行した国			Saint Kitts and Nevis Thailand	Saint Kitts and Nevis	Saint Kitts and Nevis Belize Kiribati	Saint Kitts and Nevis Belize Kiribati
ホワイトリストに移行した国			Viet Nam	Thailand		
検査数が少ないためリストに掲載されなかった国			Georgia Tonga	Georgia Tonga	Papua New Guinea	